

ローカル 10,000 プロジェクト
(川西市地域経済循環創造事業補助金)
交付金申請事業募集要項

令和 8 年 5 月

川西市

1 目的

本要領は、総務省所管のローカル 10,000 プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）（以下「交付金」という。）を活用し、令和 8 年度に川西市（以下「本市」という。）から国へ交付申請を行う事業（以下「申請事業」という。）を選定するに当たり、必要な事項を定めるものである。

なお、交付金の交付は、本市の予算の承認及び国の審査を経た採択・交付決定を前提とし、これらが得られない場合には、本市から補助金を交付しないことがある。

2 事業の概要

(1) 事業名

ローカル 10,000 プロジェクト（川西市地域経済循環創造事業補助金）

(2) 制度の趣旨

地域の金融機関等との連携を通じて、地域の人材・資源・資金を活用した地域密着型の新規事業の立ち上げを支援し、地域での経済循環の創造を図ることを目的とする。

(3) 対象事業

- ① 地域の金融機関等との連携を通じて、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
- ② 事業の実施により、本市の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- ③ 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。
- ④ 補助対象経費に係る地域金融機関等からの融資額（以下「融資額」という。）の総額が、補助金額と同額以上であり、かつ当該融資が無担保（補助金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）の融資であること。なお、経営者が連帯保証人（経営者保証）となっていない融資であること。
- ⑤ 第 6 次川西市総合計画その他の本市計画に対応し、地域課題の解決及び地域への波及効果が見込まれる事業であること。

(4) 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付金交付要綱に基づき、交付決定の日から実績報告をした日までに要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費（事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む）。
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費。
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、交付金事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、事業者等が直接行う調査研究に係る経費は除く。

(5) 補助金額

補助金の額は、補助対象経費から融資額及び事業者等の自己資金等の合計額を差し引いた額とし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、補助金額の上限額は次のとおりとする。

融資倍率（融資額／公費）	助成額（上限）
4倍～（2億2,000万円以上）	5,500万円
3倍～（1億5,000万円以上）	5,000万円
2倍～（8,000万円以上）	4,000万円
1倍～（3,000万円以上）	3,000万円

※融資額が3,000万円未満の場合、その同額が助成上限額となります

(6) 融資に係る条件

補助金額と同額以上の無担保融資※（経営者保証なし）であること。

※地域金融機関の融資の他に、地域活性化のためのファンドによる出資を受ける事業も対象

3 参加資格

申請事業の選定に参加する事業者等は、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 本店所在地（個人事業主の場合は主たる事業所所在地）に係る市税、県税、所得税（個人事業主の場合に限る。）、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団並びに本市暴力団排除に関する条例等に定める暴力団密接関係者でないこと。

4 事業要件

申請事業の選定対象となる事業は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 補助金事業の実施場所が本市内であること。
- (2) 国及び都道府県等が実施する他の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。
- (3) 本市が実施する同種の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。
- (4) 補助金事業は、交付決定日以降に着手し、交付金交付要綱に定める期間内に完了し、所定の実績報告を行うこと。
- (5) 2(3)④に掲げる融資条件を満たすこと。

<再掲>2(3)④

補助対象経費に係る地域金融機関等からの融資額（以下「融資額」という。）の総額が、補助金額と同額以上であり、かつ当該融資が無担保（補助金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）の融資であること。なお、経営者が連帯保証人（経営者保証）となっていない融資であること。

5 参加方法

申請事業の選定に参加しようとする事業者等は、次に掲げる提出書類を提出期間内に提出すること。

(1) 提出書類

- ① 選定に係る申込書（様式 1）
- ② 誓約書（様式 2）
- ③ 地域経済循環創造事業実施計画書（様式 3）
- ④ 質問書（様式 4）
- ⑤ 事業概要ポンチ絵（様式 5）
- ⑥ 交付金申請調書（様式 6）【事業計画期間が年度を超える場合、翌年度末まで：2 年分を記載】
※提出年度内で事業が終了する場合は、提出不要。

※作成する場合は、工事等の契約を分け、それぞれ実績報告・確認等を行うため、対象経費を各年度で明確に切り分ける（例えば、1 年目は設計業務、2 年目は建築工事等）必要があります。

- ⑦ 直近 2 年分の市税(市町村税・特別区税)、都道府県税(道府県税・都税)、所得税(個人事業主の場合に限る)、法人税及び消費税に未納がないことを証明する納税証明書等一式
- ⑧ 補助対象経費に係る見積書（任意様式）
※単価 50 万円（税抜き）以上のものを調達する場合は、原則、事業者又は見積依頼先との間で資本関係のない 2 社以上から見積を徴取。
- ⑨ 工程表（任意様式）
- ⑩ 申請事業の実施にあたり遵守すべき法令等及び取得が必要な許可等の状況（任意様式）
- ⑪ その他市長が必要と認める書類
※二次審査は企画提案書等を用いてプレゼンテーションを行うものとし、提出書類全体で 30 ページ以内（表紙は付すこと。表紙及び見積書は頁数に含めない。）を目安とする。

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 5 部、提出書類の PDF データを提出すること。

(3) 提出方法

下記提出期間内に、問い合わせ先（提出先）に持参又は郵送により提出すること。PDF データは電子メールにより提出すること。

(4) 提出期間

令和 8 年 7 月 24 日(金)午前 9 時 から 令和 8 年 7 月 31 日(金)午後 5 時まで

※ 事前相談がない場合は、応募書類の受付をすることはできませんので、ご注意下さい。

6 事前相談

(1) 事前相談

申請事業の選定への参加を希望する事業者は、下記の事前相談期間中に必ず事前相談を受けるものとする。なお、事前相談する際は、相談日前日までに電子メールにて事前相談を希望する旨と 5(1)に掲げる提出書類を下記問い合わせ先（提出先）に送付するものとする。

(2) 事前相談期間

令和8年5月1日(金)午前9時から令和7月10日(金)午後5時まで

7 提出書類の作成に関すること

(1) 様式の入手方法

所定の様式は本市のウェブサイトに掲載する。

(2) 提出書類の書式等

- ① A4 サイズ両面印刷（縦・横は自由）を基本とし、両面印刷を前提とした体裁とする。
- ② 使用言語、通貨及び単位は日本語、日本円及び日本の単位とする。
- ③ ページ番号を付すこと（表紙を付すこと）。

(3) 留意事項

- ① 提出書類は本事業の選定以外の目的には使用しない。
- ② 提出に係る費用は申請者の負担とする。
- ③ 提出された書類は返却しない。

8 選定方法

本市は、申請事業の選定のため、ローカル 10,000 プロジェクト（川西市地域経済循環創造事業選定 1 次審査会及びローカル 10,000 プロジェクト補助金選定部会（以下、審査会）を設置する。審査会は、申請事業の選定への参加があった場合に開催し、その内容は非公開とし、選定事業者の公表は行うものとする。

(1) 審査の方法

① 一次審査（書類審査）

提出書類に基づき書類審査を行う。

② 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した者は、提出書類に基づき審査会においてプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの実施方法、時間及び場所等は、一次審査結果の通知時に別途案内する。

(2) 審査項目及び配点

審査は次の基準により採点を行い、総合的に評価する（配点 100 点）。

No	審査項目	配点	評価基準（例）
1	地域資源の活用	10	地域の資源（産品、人材、施設等）の活用が事業構成に組み込まれているか。
2	事業の実現性	10	事業内容及び事業戦略は具体的かつ確実性があるか。
3	雇用計画	10	地域人材の雇用及び育成の計画に具体性があるか。
4	公共的な地域課題の解決	10	公共的な地域課題の解決につながり、地域への波及効果が見込めるか。
5	本市が重視する地域課題	5	「2(3)」に掲げる本市が重視する地域課題の解決に資するか。
6	新規性	10	新規事業としての独自性があるか（既存事業の単なる拡大にとどまらないか）。
7	モデル性	10	同様の課題を抱える他地域のモデルとなり得るか。
8	リスク回避策	10	想定されるリスクを認識し、回避策が整理されているか。
9	地域金融機関との連携	10	地域金融機関等との調整状況及び収支計画の妥当性がある

			か。
10	事業の継続性・自立性	15	補助事業完了後も自立して事業継続できる見通しがあるか。

(3) 選定

審査会の審査結果を踏まえ、市が申請事業を選定する。

(4) 選定結果

選定結果は、参加者に通知する。

9 スケジュール

選定に係る標準的なスケジュールは次のとおりとする。

No	日時	内容
1	5月1日(金)～ 7月10日(金)	事前相談期間
2	7月24日(金)～ 7月31日(金)	提出書類一式 申請期間
3	8月	一次審査(書類)、二次審査(プレゼンテーション)
4	9月	審査結果通知
5	9月下旬～12月	総務省調整 (調整に2～3ヶ月要) 事業者による無担保融資手続き
6	12月	国交付申請(市→国)
7	12月下旬	国・市交付決定(総務省調整から交付決定まで2ヶ月要) →事業者事業着手
8	翌1月以降	実績報告、補助金確定、補助金支払
9	事業開始後	事業完了の翌年度から5年間は収益状況を報告 10年間は国が行うフォローアップ調査を実施

10 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (3) 未提出書類があった場合(【様式4】質問書を除く。)
- (4) 事業計画期間が年度を超える事業で、【様式6】の提出がない場合

11 フォローアップについて

事業開始後は、【様式3】地域経済循環創造事業実施計画書に記載した「事業化後のフォロー体制」のとおり、事業報告をいただき、事業の継続性確保のために助言・フォローを実施します。

また、国の地域経済循環創造事業交付金交付要綱22条の規定に基づき、事業完了の翌年度から5年間は国に収益状況を報告いただくとともに、交付決定の翌年度から10年間は国が行うフォローアップ調査があります。

12 留意事項

- (1) 本要領に定めのない事項については、関係法令、国の地域経済循環創造事業交付金交付要綱、本市の指示に従うこと。
- (2) 補助金の交付は、本市の予算の承認及び国の事業採択・交付決定を前提とし、これらが得られない場合は補助金を交付しない。
- (3) 必要があるときは、本市の承認を得た上で計画の一部を変更することがある。
- (4) 提出に当たり、交付金交付要綱及び総務省ウェブサイト等を参照すること。

問い合わせ先（提出先・問い合わせ先）

川西市 市民環境部 産業振興課

〒666-8501 川西市中央町 12-1

メール : kawa0181@city.kawanishi.lg.jp